

# 和牛に関する諸制度等について

# 1 家畜改良増殖法

## 〔目的〕

家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規制等について定めて、家畜の改良増殖を促進し、もつて畜産の振興を図り、あわせて農業経営の改善に資する。

## 〔概要〕

家畜改良増殖目標の実現のため、

- ① 「種畜検査」により、伝染性疾患、遺伝性疾患及び繁殖障害を有しないことの検査及び家畜の等級判定
- ② 「種畜検査」により「種畜証明書」の交付を受けていない雄からの人工授精用精液の採取等の禁止
- ③ 人工授精用精液、受精卵の採取、処理、体外授精、雌牛への注入を実施できる者を家畜人工授精師及び獣医師に限定
- ④ 家畜人工授精用精液証明書の添付されていない精液の流通、使用の禁止等を規定。

また、家畜登録情報の公共性(家畜取引の指標)にかんがみ、登録団体が行う登録事業に関する登録規程は、農林水産大臣の承認を要する。

## 家畜の登録事業

### 〔登録事業の役割〕

血統、能力又は体型について審査を行い、一定の基準に適合するものを登録することにより、不良形質の淘汰、優良家畜の選抜等、家畜の改良増殖の推進に資する役割を持つ。

### 〔登録事業における登録基準の例〕

- ①父母ともに登録牛 → 血統を明らかにする
- ②本牛の外貌、発育等が良好 → 品種の特徴を有した優良な家畜を選抜する
- ③遺伝的不良形質の制限条件に抵触しないこと → 後代へ不良形質が遺伝することを防ぐ

## 2 牛肉トレーサビリティ法

### 〔目的〕

BSEのまん延防止措置の的確な実施や牛肉の安全性に対する信頼性の確保などを目的として、牛トレーサビリティ制度を構築。

### 〔概要〕

- ①牛を管理する「管理者」に対する牛の出生等の届出と耳標の装着
- ②「と畜者」への牛のとさつの届出及び個体識別番号の表示及び引き渡しに関する事項の記録・保存
- ③「販売業者」、「特定料理提供業者」への個体識別番号の表示及び仕入・販売に関する事項の記録・保存等の義務づけ。

### 〔効果〕

- ①個体識別番号により、その牛肉の生産履歴を追跡することで、国産牛肉であることの確認が可能。
- ②出生等の届出により種別が登録されることから、種別(品種)の確認が可能。



### 輸入肥育もと牛の取扱い

輸入肥育もと牛については、輸入された時点で耳標を装着し、輸入の届出を行う。

また、種別については、品種を証明できる書類がないことから、「肉専用種」、「乳用種」、「交雑種」のいずれかを届出る。

### 3 商標法(地域団体商標制度)

#### 〔目的〕

地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的。

#### 〔概要〕

地域の名称及び商品の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合等の団体が地域団体商標として登録することを認める制度。(H18.4.1施行)

#### 〔効果〕

- ①指定商品について、登録商標を使用する権利を占有。
  - ②他人による類似商標の使用、類似商品についての同一又は類似商標の使用は、商標権侵害。
  - ③他人による使用に対して、差止請求、損害賠償請求が可能。
- 地域ブランドの信頼の確保(地域ブランドと一体となった純国産和牛であることの証明の可能性)

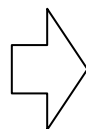
#### ○銘柄牛等の現状

- ・ 全国には多くの銘柄牛肉が存在、流通。
- ・ ただし、必ずしも商標権を取得していない。

銘柄数(H17.3現在) 229

うち商標権を取得しているもの

(文字・図形商標) 前沢牛、佐賀牛  
(図形商標) 米沢牛、千葉しおさい牛、石垣牛



地域団体商標制度により、「地名」+「商品名」からなる商標権の取得が進展が期待される。

## 4 食肉の表示に関する諸制度

### 〔食肉公正競争規約〕

不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に基づき、販売業者又は事業者団体が、食肉に関する表示等に関して、関係諸制度を踏まえた自主的ルールを設定し、公正取引委員会の認定を受けた規約。

### 〔概要〕

JAS法に基づく原産地表示などの他、規約において、「和牛」表示の詳細なルールを設定。

### 〔効果〕

- ① 業界の自主的な取組により、原産地表示等、関係法令に則した取組が行われている。
- ② 法令に具体的な規程のない事項についてもルール化。
- ③ 公正取引協議会は規約に従い適正な表示を行っている小売販売業者に対し、ステッカーの交付。
- ④ 違反に関する措置も設けられ、違反行為があった場合には、50万円以下の違約金等の措置。

「和牛」表示のルールは、  
食肉公正競争規約  
4-1参照

〔表示例〕

原産地表示のルールは、  
JAS法、不正競争防止法、  
商品の原産国に関する不当な表示(公正  
取引委員会告示)等  
4-2参照

<b>和牛肩ロース(国産)</b>	
個体識別番号 0123456789	消費期限 18. 4. 18(4℃で保存)
(バーコード)	100g当たり (円) 330
正味量 (g) 300	<b>990</b> 販売価格

## 4-1 「和牛」表示のルール

### 〔「和牛」表示のルール〕

「和牛」表示のルールは、食肉公正競争規約第4条(4)、第10条(4)及び、規約に基づく食肉公正取引規約施行規則に規定。

### 〔「和牛」表示の具体的な内容〕

①黒毛和種、②褐毛和種、③日本短角種、④無角和種、⑤「①～④」の品種間の交配による交雑種、⑥「⑤と①～⑤」の交配による交雑種以外の牛肉を「和牛」の肉と表示すること又は「和牛」の肉であると誤認されるおそれがある表示することを禁止。

### 〔違反に関する措置〕

食肉公正競争規約は、販売業者又は事業者団体が、食肉に関する表示等に関して、関係諸制度を踏まえた自主的ルールを設定するものであるが、違反に関する措置を規定。(ただし、規約への参加は任意であるため、会員に対する措置に限られる。)

(例)

- ・ 適性表示ステッカーの回収
  - ・ 50万円以下の違約金
  - ・ 除名処分
- 等

### 〔和牛表示の例〕

※黒毛和種×黒毛和種 →→→ 「和牛」又は「和牛(黒毛和種)」

※黒毛和種×褐毛和種 →→→ 「和牛(和牛間交雑種)」又は「和牛(黒×褐)」等

※黒毛和種×ホルスタイン種 → 「和牛」は、不可

→ 「〇〇黒牛(黒毛和種×ホルスタイン種)」等

(「黒」の文字を使用する場合には、品種又は品種の組合せを併記。)

## 4-2 原産国表示のルール

### 〔原産国表示のルール〕

原産国表示のルールは、JAS法、不正競争防止法、商品の原産国に関する不当な表示(公正取引委員会告示)等に規定。これらに基づいて、食肉公正競争規約でルールを設定。

### 〔原産国表示の具体的な内容〕

#### 〔輸入食肉〕

輸入食肉は、必ず原産国名を表示しなければならない。

(国名がわからない「カンザスビーフ」等だけの表示は不可。アルファベットだけの表示(USA等)は不可。)

#### 〔生体輸入家畜から生産された食肉〕

最長の飼養地が原産国(原産地)。

#### 〔国産食肉〕

国産、都道府県名、市町村名その他一般的に知られている地名を原産地として記載可能。

地名を冠した銘柄名が表示してある場合(松阪牛、神戸牛等)は、国産である旨の記載を省略可能。

ただし、当該地名に係る都道府県が最長飼養地(原産地)でない場合には、別途原産地の記載が必要。

### 〔罰則〕

- ・ 農林水産大臣からの指示。指示を受けて実行しない場合、農林水産大臣からの命令。
- ・ 命令に従わない場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法人の場合は1億円以下)。
- ・ 上記の措置の公表。

### 「国産品」事例

A国(12ヶ月)	国内(18ヶ月)	→ 国産
----------	----------	------

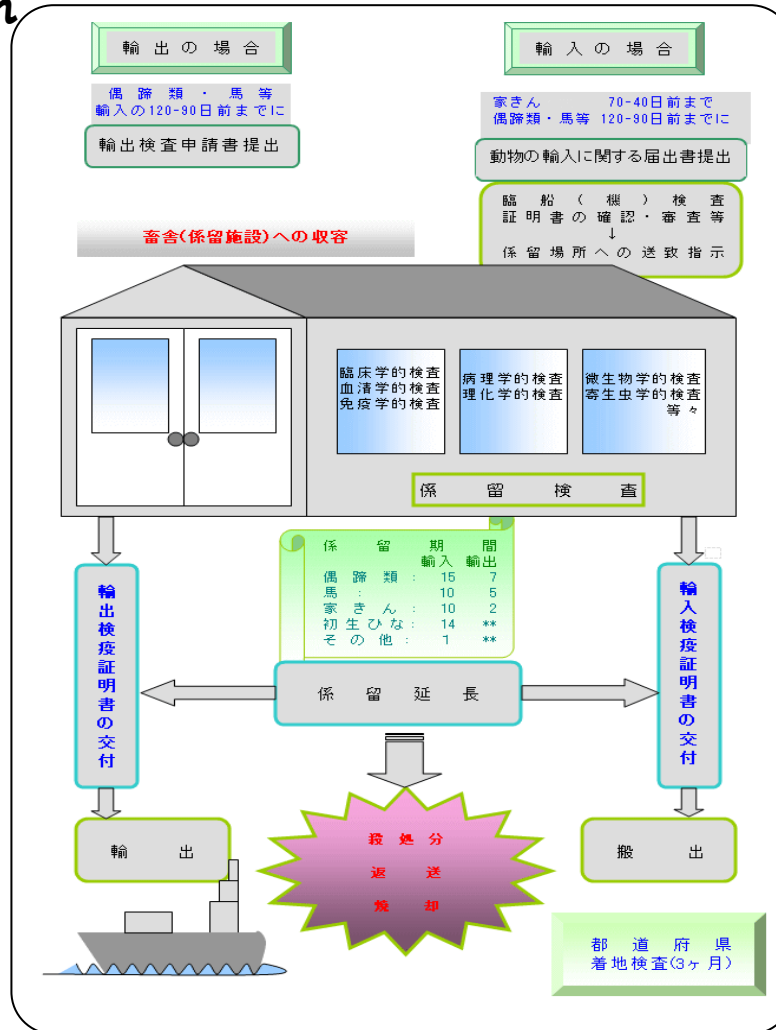
### 「輸入品(A国産)」事例

A国(12ヶ月)	B国(10ヶ月)	国内(8ヶ月)	→ A国産
----------	----------	---------	-------

# 5 衛生関係

- 家畜等を輸出するに当たっては、家畜伝染病予防法に基づく輸出検疫証明書が必要。
- 輸出検疫証明書は、輸入国の衛生条件に基づき、動物検疫所が発行。

## 動物検疫の流れ



## 6 和牛の遺伝子特許等の活用

- 解明した遺伝子の特許の取得
- 効率的な研究の推進

等の戦略的实施が不可欠。

### 現在までの取組

#### 個体の識別への利用

- ・ DNAマーカーを利用して一頭一頭を識別する技術を開発。

#### 品種鑑別技術

- ・ DNAマーカーを利用して黒毛和種とそれ以外の品種を判別できる技術を大学等が開発。
- ・ 不正表示の防止が可能となる。

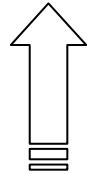
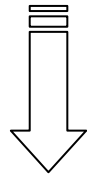
#### 遺伝性疾患の解明

- ・ 新たな遺伝性疾患のDNA診断法を独立行政法人等が開発中。
- ・ 現在5種の遺伝性疾患のDNA診断を(社)家畜改良事業団において実施。

#### 遺伝子に基づいた種畜選抜

- ・ 肉質、肉量等の経済形質に関するDNA解析が独立行政法人等で進展中であり、有用な遺伝子が特定されつつある。
- ・ 一部の県では、DNA情報を基に種畜の選抜を実施。

### 国際競争の激化



### 技術の発展

- ・ DNAマーカー
  - ・ SNP
  - ・ DNAチップ
- 等

### 戦略的活用

- 和牛に特徴的な遺伝子に関する研究を加速
- 和牛の新たな価値の発見
- 発見遺伝子の特許取得



- 国全体で知的財産として和牛を保護
- 和牛の遺伝子等に関する研究を進め、育種・改良の現場で活用



- 我が国の肉用牛生産を振興し、消費者に安価でより高品質な和牛肉を供給

## (参考) 地理的表示

### <地理的表示の概要>

#### ① 地理的表示の追加的保護の拡大

現行TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)上、地理的表示の保護は、次の2つの保護レベルを規定。

##### (1) すべての産品に認められる保護

消費者が誤認するような内容の表示のみを排除。

(カマンベールチーズ made in U.S.A.、四川風ラーメンといった表示はOK)

##### (2) ワイン・スピリッツのみに認められる追加的な保護

消費者が誤認するか否かを問わず地理的表示を保護。

(スコッチ・ウイスキー made in U.S.A.、ボルドー風ワインといった表示も禁止される)

#### ② ワイン・スピリッツの「多国間通報登録制度」の設立

TRIPS協定第23条4において、ワイン・スピリッツの地理的表示の保護を促進するための同制度の設立について、理事会で交渉を行うことを規定(ドーハ閣僚宣言で確認)。

#### ③ EUのロールバック提案

EUは、農業交渉モダリティ提案の中で、農業協定附属書にリストアップされた特定農産品の地理的表示については、原産の加盟国以外における同様の名称が、商標登録済みであったり、既に一般名称化していても、段階的にその使用を禁止(いわゆるロールバック)すべきと提案。